

令和4年第3回 定例総会議事録

1 日時 令和4年3月23日(水) 15時00分～16時30分

2 開催場所 第二庁舎4階 242・243号会議室

3 出席者

(1) 委員 (20名)

1番：山本 達也、2番：清水 章、3番：江田 早苗、4番：富沢 和浩、
5番：富澤 伸一、6番：石井 辰男、7番：吉野 弘司、8番：小林 義明、
9番：井上 洋介、10番：海老澤誠一、11番：峯岸 博、12番：藤沼 良典、
13番：小林 俊之、14番：海老沢 洋、15番：根岸 稔、16番：大野 良昭、
17番：加藤 篤司、18番：石井 健、19番：浅野 文雄、20番：野村 文和

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和4年第3回農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症については、ご案内のとおり、東京都では、「まん延防止期間」が終了しましたが、新たに「東京都リバウンド警戒期間」となりました。このため本日の定例総会についても、従来のとおり、マスク着用と着席のままの発言での進行をお願いいたします。

本日は農業委員20名中、在任委員全員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和4年第2回の定例総会会議録については、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、根岸会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。3番：江田委員と、4番：富沢委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに日程により、議案の審査に入ります。議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議案とします。議案第3号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(2件)～

議長 議案第3号の1について、担当の7番：吉野委員、ご説明願います。

7番：吉野委員 3月11日、申請者立ち合いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請者は、被相続人が亡くなったあとも、家業の植木生産を引き継ぎ、積極的に取り組んでいます。被相続人は、生前、当該生産緑地での農業経営にて中心的な役割を果たし、亡くなる前まで一生懸命営農されていました。したがって、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第3号の2の現況確認について、担当の10番：海老澤委員、ご説明願います。

10番：海老澤委員 3月9日、申請者立ち合いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は、生前、季節を通じて野菜を栽培し、しっかりと営農されていました。したがって、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第4号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第4号の現況確認について、担当の20番：野村委員、ご説明願います。

20番：野村委員 3月13日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は道路を挟んで2か所に分かれています。道路の東側にはジャガイモが栽培されていました。道路の西側にはハウスが2棟あり、コマツナやホウレンソウ等の葉物野菜の植え付けのために耕されていました。その他、タマネギ、ネギ、サヤエンドウ等の春の植え付けの準備をしていました。少し収穫し残した作物があったので、処理するようにお願いしました。農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。この議案第5号の申請者は法人ですが、私に関わる案件であるため、農業委員会法第31条の議事参与の制限の規定により、委員が一時退席します。ここで議長を会長職務代理者の8番：小林委員と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長（職代） 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第5号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長（職代） 議案第5号の現地の状況について、担当の5番：富澤委員、ご説明願います。

5番：富澤委員 3月16日、小林農業委員会職務代理者、私、峯岸農地部会長代理、そして事務局が、申請者及び農地所有者に対し、事業計画の内容について、事業計画認定申請書及び契約書の案をもとに現地確認及びヒアリングを行いました。場所は案内図のとおりです。申請者は法人、農地所有者は個人です。申請地は、平成31年4月から同法人により3年間の使用貸借がされており、令和4年3月末に期間が満了することから、今回は更新の申請となります。新たな貸借期間は、令和4年4月1日から10年間で予定しています。当日参加した同法人取締役の話では、当該農地には、麦やタマネギ、体験農園用のジャガイモを作付けしているとのこと。麦を市内のパン屋やビール醸造所に納入したり、タマネギを学校給食に納入したり、出荷量のおおむね5割以上は市内に出荷するとのこと。申請者である法人は、経験豊富な農業者で構成されており、耕作に必要な農機具等も所有されていることから、当該農地を借り受けた際は、引き続き、適切に肥培管理されるものと思われま。また、周辺との調和条件についても、これまでの農業経験から、ご近所との対応もうまく調整しながら耕作されるものと思ひます。また、都市農地貸借円滑化法においては、農地所有者は、申請者の1割に従事することとなっていることから、年間20日以上農地の見回り、周辺からの苦情の相談の対応等を行うとのことでした。

現地には、ヒアリングのとおり、麦5反や、学校給食用のタマネギが作付けされておりました。作付け準備をされている箇所も、耕されて目立った雑草もなく適切に管理されており、いつでも耕作可能な状況でした。以上により、貸借しても問題ないと判断いたします。

議長（職代） 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長（職代） 挙手全員のため、本事業計画を決定することにいたします。ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、議案第6号「生産緑地地区追加指定に係る農地等の確認について」を議題とします。議案第6号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（13件）～

議長 議案第6号の1の現況確認について、担当の14番：海老沢委員、ご説明願います。

14番：海老沢委員 2月1日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は以前から、子ども向けの体験農園の用地として利用されています。令和3年10月に農地パトロールを行った場所で、当時は雑草が生えている等、少し手の行き届かない箇所がありました。現在は適切に管理されていました。タマネギ、ハクサイ・キャベツの収穫残渣がありました。購入した肥料が積んで置いてありました。今後も、土地所有者及び後継者が適切に管理していくということを確認しました。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の2の現況確認について、担当の7番：吉野委員、ご説明願います。

7番：吉野委員 1月30日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は果樹園となっており、ギンナンが3本、クリが4本、カキが3本植えられています。その他、苗木のクリ、品種はポロタンが10本植えられています。下草はきれいに管理されており、また果樹は剪定が完了していました。収穫したものは直売所で販売しています。土地所有者及び後継者から、今後も適切に肥培管理していくという確認も取れております。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の3の現況確認について、担当の18番：石井委員、ご説明願います。

18番：石井委員 1月31日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はブルーベリー畑として利用されています。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の4の現況確認について、担当の2番：清水委員、ご説明願います。

2番：清水委員 1月20日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は年間通して野菜畑として利用されています。きれいな状態で管理されていますので、農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の5の現況確認について、担当の5番：富澤委員、ご説明願います。

5番：富澤委員 1月24日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおり、2か所に分かれています。大きい面積の方には、ハウスが2棟建っています。また、大通り沿いの細い筆については、直売所が建っている場所が含まれている可能性があります。生産緑地法が改正されたことにより追加指定ができるようになっておりますので、2か所とも農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

か。

加藤委員 生産緑地法の改正により、生産緑地に農業用の建物を建設できるようになりましたが、逆に既に農業用の建物が建っている場所を生産緑地に追加指定できるのでしょうか。

事務局 生産緑地法の改正により可能となっています。また、三鷹市都市計画課としても追加指定可能と判断し、農業委員会へ農業の用に供されているかどうかの確認依頼が来ており、今回の現地確認を行っています。

議長 他に質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の6の現況確認について、担当の16番：大野委員、ご説明願います。

16番：大野委員 1月24日、申請者の家族立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は、以前は住宅が建っていましたが、現在、住宅は既に解体・撤去され、ブルーベリーの苗木を植えて果樹園にするということで、きれいに管理されていました。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の7の現況確認について、担当の20番：野村委員、ご説明願います。

20番：野村委員 1月24日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地ではニンジンが栽培されており、他は次の作付けの準備のために耕運されていました。案内図上の細い部分は農道です。該当地全て、農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の8の現況確認について、担当の18番：石井委員、ご説明願います。

18番：石井委員 1月31日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。新たに畑として利用するために、客土を50センチ入れて耕運されていました。こちらにはレモンを植える予定ですが、まだ寒くて植え付けができないため、もっと暖かくなってから植え付けするとのことでした。畑としては出来上がっているため、農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の9は、私が担当ですので、現況確認についてご説明いたします。

15 番：根岸委員 2月3日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。約2反の畑ですが、今までは宅地化農地として管理されており、生産緑地に追加指定していませんでしたが、所有者が高齢となり耕作が難しくなってきたため、生産緑地にして貸借することを検討しているということでした。現地には、2/3ほどタマネギが栽培されており、残りは春先にエダマメを植え付ける予定ということでした。現地はきれいに管理されているため、農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の10の現況確認について、担当の10番：海老澤委員、ご説明願います。

10 番：海老澤委員 1月22日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。元々栽培されていた植木が伐根され、農地として整備されていました。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の11の現況確認について、担当の11番：峯岸委員、ご説明願います。

11 番：峯岸委員 申請者本人に電話したところ、生産緑地に追加指定するためには分筆する必要があり、その測量等に費用がかかることが判明したため、追加指定を取り下げることでした。

議長 議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、取り下げと確認することに決定いたします。次に、議案第6号の12の現況確認について、担当の18番：石井委員、ご説明願います。

18 番：石井委員 1月31日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は大通りに面しており、道路を整備する際に農地の一部買収に伴い指定解除された場所です。その後、下限面積が変更されたため、今回追加指定するという事です。現地ではカリフラワーが収穫された跡がありました。農地として判断して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に、議案第6号の13の現況確認について、担当の10番：海老澤委員、ご説明願います。

10 番：海老澤 1月22日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現況はきれいな畑で、農地であることを確認しました。しかし、共同住宅の建築計画が浮上したため、一部変更する可能性があるということでした。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、取り下げと確認することに決定いたします。

議長 次に日程2の協議は、案件がないので、日程3 専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（3件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご報告願います。

8番：小林委員 2月26日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には戸建て住宅2棟を建設中でした。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の11番：峯岸委員よりご報告願います。

11番：峯岸委員 2月25日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。住宅に入るための通路となっていました。

議長 報告2の3の現況確認について、担当の19番：浅野委員よりご報告願います。

19番：浅野委員 この件は届出の再提出ということで、前回と同じ報告をいたします。2月18日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には数本の植木がありましたが、ほぼ更地でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などはありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告3の1の現況確認について、担当の16番：大野委員よりご報告願います。

16番：大野委員 3月8日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現況は畑ですが、建築計画の看板が立っていました。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の7番：吉野委員よりご報告願います。

7番：吉野委員 3月17日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。宅地とアパートに囲まれた空き地の状態でした。

議長 報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4については案件がありませんので、専決報告は以上です。

議長 次に、日程4 部会報告に入ります。部会長報告願います。

各部会長

●農政部会：鷹場の台地第11号が完成。本日机上配布している。三鷹市農業委員会70周年記念号となっている。4月のJAの支部回覧にて全戸配布とする予定。

●農地部会：なし

●経営部会：なし

●四季コン：3月6日、広報みたかにて開催を周知している。三鷹市ホームページにも実施要項を掲

載している。市の各機関にはポスターを掲示している。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について何かご質問がありますか。ご質問等がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、5 事務報告に入ります。事務報告1「三鷹市農業委員会創立70周年記念事業について」、事務局より説明願います。

事務局 事務報告1「三鷹市農業委員会創立70周年記念事業について」説明

日 時：令和4年7月18日（月）海の日 夕刻

会 場：吉祥寺 東急REI ホテル

出席者：歴代農業委員会委員、その他関係者を予定

企画委員：小林職代、石井辰男委員、山本委員、事務局

本日、歴代の農業委委員一覧表を配布するため、開催案内を送る方について、各支部内で確認していただくようお願いしたい。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「農業委員への女性登用の推進に向けた区市町村目標計画の策定について」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「農業委員への女性登用の推進に向けた区市町村目標計画の策定について」説明

令和2年12月25日閣議決定された、第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標（①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。②農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指す。）が定められた。これに伴い、国及び東京都より、国及び都の目標計画をふまえ、各区市町村の「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」を取りまとめ、東京都へ提出するよう通知があった。今後、三鷹市において、定められた女性委員目標登用数及び目標を達成するための取組計画を取りまとめて、東京都へ提出する。

議長 事務報告2の説明が終わりました。三鷹市では委員定数20名のため、女性委員登用目標は6名となります。農業委員は市長の任命により決定するため、三鷹市が計画を策定することとなります。女性を選出するには、第25期農業委員の改選に向けて、少しずつ準備していく必要があります。

6番：石井委員 各支部から推薦される農業委員は、地域を見回る責任があるため、地域の事情をわかっていないと業務を適切に行うのは難しいと思います。今までの状況から、女性にやっただくというのは簡単ではないと思います。団体推薦、公募委員であれば、地域の見回りではない農業委員の業務、例えば四季コンテストや各共進会の立会人などの業務をやっただけなので、そちらの立場から女性に委員をやっただく方法もあると思います。

議長 女性の方だと、現地確認のときに男性に対して強く指導しづらいということも考えられます。いつまでもこういうことではいけません、次の25期、2、3名、女性に委員になっていただくようにしたいと思います。

9番：井上委員 三鷹市の方から、各支部に「ぜひ女性を選出してほしい」という意思を、文書で通知していただいたほうが、各支部では、農業委員になる順番など事情があると思いますので、各

支部内で説明しやすいと思います。

8番：小林委員 各支部から女性を選出するには、各支部の皆様にも十分に説明して、ご理解を深めていただかなければ推し進められないと思います。これから努力していくように、ということで国や都から出た通知だと思えます。

議長 来月すぐに、など急ぐものではありませんので、皆様にも色々な視点から、どのようにしていったらよいかを考えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。次に事務報告3「生産緑地のあっせんについて」、事務報告4「農地に関するお願い・相談について」、続けて事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「生産緑地のあっせんについて」説明

令和4年第2回定例総会にて協議した

3三都第757号 生産緑地地区指定番号 第13号 第361号

3三都第758号 生産緑地地区指定番号 第231号

については、期限の令和4年3月9日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

続けて事務報告3「農地に関するお願い・相談などについて」説明

今回は案件なし。

議長 事務報告3と4の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に6 事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 （結果1）東京都農業会議通常総会・東京都農業委員会会長集会の開催結果について

日 時：令和4年3月17日（木）14:00～17:00

内 容：農業会議の令和4年度事業計画・収支予算、都への意見等の決定他

会 場：JA東京南新宿ビル

参加者：根岸会長

議長 事業結果の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、7 事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 （予定1）東京むさし農業協同組合三鷹地区支部長会議の開催について

日 時：令和4年4月8日（金）16:00～

内 容：市、業務依頼について他

会 場：東京むさし農業協同組合三鷹支店

参加者：根岸会長、事務局

（予定2）北多摩地区農業委員会連合会理事会の開催について

日 時：令和4年4月19日（火）14:00～

内 容：令和4年度北多摩地区農業委員会連合会通常総会の開催について他

会 場：清瀬市役所

参加者：根岸会長、事務局

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、8 その他を事務局よりお願いします。

事務局 その他 令和4年第4回定例総会について

日 時：令和4年4月20日（水）

会 場：三鷹市公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

議長 その他の説明が終わりました。その他ございませんか。

これをもちまして令和4年第3回定例総会を終了いたします。